

1 練福介第 7649 号
令和 2 年 3 月 17 日

指定居宅介護支援事業者 代表者 様
指定地域密着型サービス事業者 代表者 様
指定介護予防・生活支援サービス事業者 代表者 様

練馬区高齢施策担当部
介護保険課長 風間 康子
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、やむを得ず臨時休業する場合の 取扱いについて

社会福祉施設等が提供する各種サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要です。

しかし、学校等の休業に伴う人手不足または感染防止を理由として、社会福祉施設等の設置者等の判断により、やむを得ず自主的に臨時休業（以下「臨時休業」という。）する場合は、休業前に練馬区までご連絡願います。

この場合は「休止届」の提出は不要です。

なお、臨時休業に当たっては、「介護サービス事業所に休業を要請する際の留意点について」（令和 2 年 3 月 6 日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）の内容に準じて、下記を十分にご留意いただき、ご対応くださいますようお願いいたします。

記

1 連絡方法

電話、電子メール、FAXにより、「6 連絡先」までご連絡願います。

2 臨時休業に当たっての留意事項

利用者への丁寧な説明

臨時休業する事業所は、居宅介護支援事業所等と連携し、利用者に対し休業の事実や代替サービスの確保等について丁寧な説明を行ってください。

代替サービスの確保

利用者に必要なサービスが提供されるよう、居宅介護支援事業所と連携して、休業している事業所からの訪問サービス等の適切な代替サービスの検討を行い、関係事業所と連携し、適切なサービスの提供を確保してください。

個人情報取扱い

感染者や濃厚接触者等に係る情報については、運営基準における秘密保持等の規定を確認の上、適切に取り扱うようご留意願います。

3 事業所の事業継続のための対策

介護報酬算定の特例

通所介護が臨時休業している場合においても、利用者等の意向を確認した上で、居宅を訪問して、サービスの提供を行った場合、提供したサービス時間の区分に対応した通所介護の報酬区分で報酬請求が可能です。詳しくは、令和2年2月24日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室事務連絡（介護保険最新情報 vol.770）をご確認ください。

独立行政法人福祉医療機構における融資制度の活用

福祉医療機構において、新型コロナウイルス感染症の影響により事業運営が縮小した介護事業所に対する融資の支援があります。

雇用調整助成金の活用

新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由による事業活動の縮小に伴い、事業主が雇用調整のために労働者を休業させた場合には、雇用調整助成金による支援があります。

4 その他

休業しない場合において、感染者や濃厚接触者以外の利用者からの利用申込を断ることは、運営基準に定めるサービス提供拒否の禁止にあたる可能性があります。規定を確認の上、適切にご対応願います。

5 参考資料

「介護サービス事業所に休業を要請する際の留意点について」（令和2年3月6日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名 事務連絡）… 別紙のとおり

6 連絡先

練馬区高齢施策担当部介護保険課事業者指定係

〒176-8501 東京都練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所東庁舎4階

電話 03-5984-1461（直通）

FAX 03-3993-6362

電子メール KAIG015@city.nerima.tokyo.jp

事務連絡
令和2年3月6日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

介護サービス事業所に休業を要請する際の留意点について

社会福祉施設等（通所・短期入所等に限る。以下同じ。）の利用者等（社会福祉士施設等の利用者及び職員をいう。以下同じ。）に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の取扱いについては、「社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルスの感染症が発生した場合等の対応について」（令和2年2月18日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）や「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」（令和2年2月24日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）においてお示ししてきたところです。今般、名古屋市が市内2区の通所介護事業所等に対し休業要請を実施したことを受け、改めてこれらの取扱いについて周知を徹底するとともに、介護サービス事業所に休業を要請する際には以下の点に十分留意した上で御対応いただくようお願いいたします。

記

1 感染拡大の防止

都道府県等は、公衆衛生対策の観点からの休業の必要性の有無について判断すること。

2 利用者への丁寧な説明

休業する事業所や居宅介護支援事業所は、保健所と連携し、利用者に対し休業の事実や代替サービスの確保等について丁寧な説明を行うこと。

3 代替サービスの確保

利用者に必要なサービスが提供されるよう、居宅介護支援事業所を中心に、休業している事業所からの訪問サービス等の適切な代替サービスの検討を行い、関係事業所と連携しつつ適切なサービス提供を確保すること。

4 事業所の事業継続

事業所への影響をできるだけ小さくする観点から、以下の取扱い等を事業所へ周知すること。

i 介護報酬算定の特例

休業の要請を受けて休業している場合においても、都道府県等と相談し、また利用者等の意向を確認した上で、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」（令和2年2月24日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）別紙1のとおり、実際に提供したサービスについて、相応の介護報酬の算定が可能であること。

ii 独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構」という。）における融資制度の活用

福祉医療機構において、新型コロナウイルス感染症の影響により事業運営が縮小した介護事業所に対する融資における、償還期間、貸付利率の優遇措置により支援を行っていること。

iii 雇用調整助成金の活用

新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由による事業活動の縮小に伴い、事業主が雇用調整のために労働者を休業させた場合には、雇用調整助成金による支援を行っていること。

(参考)

- ・「社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルスの感染症が発生した場合等の対応について」（令和2年2月18日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000601680.pdf>

- ・「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月24日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000601693.pdf>

- ・「独立行政法人福祉医療機構ホームページ」

<https://www.wam.go.jp/>

- ・「独立行政法人福祉医療機構 相談窓口」

[融資相談]

福祉医療貸付部 福祉審査課 融資相談係 (TEL:03-3438-9298)

NPOリソースセンター NPO支援課 (TEL:03-3438-4756)

大阪支店 福祉審査課 融資相談係 (TEL:06-6252-0216)

[返済相談]

顧客業務部 債権課 (TEL: 03-3438-9936)

- ・「雇用調整助成金」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

<https://www.mhlw.go.jp/content/000604077.pdf>

(問合せ先)

(認知症対応型通所介護等)

○厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室

TEL：03-5253-1111（内線3975、3973）

(施設サービス)

○厚生労働省老健局高齢者支援課

TEL：03-5253-1111（内線3929、3971）

(通所リハビリテーション・短期入所療養介護等)

○厚生労働省老健局老人保健課

TEL：03-5253-1111（内線3948、3949）

(通所介護・短期入所生活介護等・その他全般)

○厚生労働省老健局振興課

TEL：03-5253-1111（内線3937、3979）